



医療センターだより

よしぶえ

NEWS LETTER

No.28



2020年1月発行

## 基本理念

多くの人々との出会いを通じて、新しい医療環境の創造に努めます。

## 5つの基本方針

- 1 地域の視点に立った信頼される医療を目指します。
- 2 安全性が保障された質の高い医療を追究します。
- 3 地域の医療機関や福祉・介護施設との連携を進めます。
- 4 活気に溢れ、誇りを生み出す組織風土を醸成します。
- 5 公営企業として、経営の健全化に努めます。



## 掲載項目

- ① 表紙 《院内災害医療訓練》
- ② 特集 《災害に備えた取り組み》
- ③ 5階腎臓センターにて避難訓練を実施
- ④ ボランティアさんのご紹介  
こんにちは 赤ちゃん
- ⑤ フットケアチームの活動
- ⑥ 患者総合支援課通信

特集

# 災害に備えた取り組み

## 院内災害医療訓練実施



### 5階腎臓センターにて避難訓練を実施

11月17日（日）5階病棟において透析室 災害時避難訓練を実施しました。本訓練では、初期消火活動と入院患者さんの避難誘導の確認を目的とし、「大規模災害による震度6強・5階病棟で火災が発生した」という想定で行われました。医師3名、職員25名、透析患者さん23名が参加しました。

地震発生直後には、患者さんへの対応・透析機械の対応・情報収集・連絡を行い、次に、初期消火・緊急離脱(血液透析を中断し針を抜くまでの過程)・避難誘導を行いました。歩く事が出来る患者さんは非常階段を利用し5階から1階まで避難しました。歩くことが出来ない患者さんは、一時避難場所まで移動し患者さんの歩行能力や病状に応じて担当看護師が避難誘導を行いました。

令和元年は九州北部豪雨や台風19号といった風水災害が全国で甚大な被害をもたらしました。被害を受けられた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

災害医療は救急医療と違い、限られた医療資源を多数の傷病者に投資する必要があります。当院は東近江医療圏の災害拠点病院として多数傷病者を受け入れる体制を整えるため災害医療訓練を毎年行っております。今回、令和元年11月24日に院内災害医療訓練を行いました。職員・ボランティア関係者含め200名近くにご協力いただき、無事訓練を終えることが出来ました。

災害はいつ起こるかわかりません。訓練を通して新たに見えてきた課題などを、今後活かしていけるように精進してまいります。



# 院内・院外で活躍している ボランティアさんをご紹介します!(Vol.3)

いつもありがとうございます!  
ございます!

当院では様々な場面でボランティアさんが活躍しています。今回は院外で活躍されてる白鳥川の景観をよくする会の皆さんにお話を伺い、その活動内容やこれからの抱負をお聞きしました。

## 活動目的 『次世代に向けて・・・憩いの場づくり』

1. 白鳥川流域の自然再生と環境整備で景観向上に貢献
2. 5km桜並木づくりで憩いの場づくり(散策路づくり)に貢献
3. 多様な生き物と共生の流域づくりで子供達が自然に親しむ学習支援に寄与
4. 会員相互の親睦と3づくり(健康、生きがい、仲間)に貢献

内容

1. 発足・・・2006年2月1日(今年で14年目)
2. 会員・・・59名
3. 活動日・・・月2回(第1、3、5水曜日)
4. 活動場所・白鳥川約5km(JR～河口)、藤間川900m
5. 活動内容・①除草②ゴミ拾い③桜並木管理④学習支援⑤桜ぼんぼり  
⑥鯉のぼり、羊・・・他

代表: 吉田栄治

月2回の活動とは別に毎週土曜日9:00白鳥川と藤間川の合流部の近くの倉庫に集合し活動しています。興味のある方は是非一度ご参加ください。



## 今後の抱負

- 会員の高齢化が進んでいるので、若い人に参加をして頂いて、この活動を長く続けていきたい。
- 滋賀(近江八幡)から日本一の5kmの桜並木をみんなで造っていきたい。
- 温暖化が進んでいるので、雑草の成長が早い為除草の頻度を上げて良い景観を維持出来るよう今後も続けていきたい。
- ボランティア活動を通して汗をかき元気で楽しく生活していきたい。
- 会員やそれ以外の地域の方々との交流が広がればと思っています。

# こんにちは 赤ちゃん

当院で生まれた赤ちゃんを紹介します!



てんしん  
天心くん



2019年10月29日生まれ/3200g

### ママからひとこと

無事に生まれてきてくれて  
ありがとう。  
元気いっぱい  
大きくなあれ!!

なお  
菜央ちゃん



2019年11月1日生まれ/3568g

### ママからひとこと

みんなで菜央ちゃんに  
会えるのを楽しみに  
していました。  
今日からよろしくね。

●保護者の方から掲載希望をいただいた赤ちゃんを掲載しております。

# フットケアチームの活動

フットケアチームは足に傷のある患者を早期に発見して予防と治療を行っています。主に血行障害、糖尿病があり、傷の治りが悪い人を診ています。

血行障害では、足に栄養や酸素を送ることができないため安静時に痛みがあったり、傷ができたりします。また、糖尿病は進行すると足の感覚が鈍くなり、知らず知らずのうちに傷ができたり、血糖コントロールが出来ないために傷が治りにくい状況になることがあります。

血行障害も糖尿病も傷が悪くなると足を切断をする事もあり、早期発見、早期治療が重要です。膝の上を切断をすると予後は1年で生存率は48%、5年で10%といわれています。足の切断を避け、生活の質が維持、向上できる様にフットケアチームは活動しています。足にトラブルのある方はお気軽にご相談ください。

## フットケアチームの職種毎の活動内容

### ◆ 医師

カテーテル治療などを行い、血流を良くすることで治癒が得られる状態を作ります。また血流が悪い部位にできた傷に対して、傷にあった軟膏を選択し、体重など負荷のかかる部位の傷に対しては周囲の固くなった皮膚を削る処置を行います。また、装具作成等による除圧を提案することもあります。全身状態にあわせた治療方針の決定を心がけています。

### ◆ 看護師

透析看護、糖尿病看護、皮膚・排泄ケアそれぞれの認定看護師が病棟スタッフと共に患者の早期発見と生活を考えたケアを行っています。

### ◆ 管理栄養士

低栄養の患者は、予後が悪くまた潰瘍などの傷によりさらに日常生活動作の低下が懸念されています。そのため、創傷治癒を含めた全身栄養管理が重要です。主に食欲不振患者の食事調整や創傷治癒に有効な栄養素の付加等の検討を行っています。

### ◆ 理学療法士

足の切断に至った患者さんの中でも特に高齢の方は、再び歩く事ができず寝たきりになってしまうことがあります。そのため、足の切断を回避する予防として、適切な靴や靴下についての提案、歩行能力を維持するため積極的な運動療法を実施します。





# 患者総合支援課通信

## 子ども虐待防止について

子ども虐待は、どこの家庭でも起こりうる現象であり、社会全体で解決すべき問題です。

滋賀県における虐待相談件数は、平成30年度で7,263件、前年度比で871件増加しています。

全国における虐待による死亡事例は年間50件を越えており、1週間に1人の子どもが命を落としています。

### 「子ども虐待」とは・・・

- ① 身体的虐待  
殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶるなど、子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待  
子どもへの性交・性的暴行・性器や性交を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど、子どもにわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレスト  
乳幼児を家に残し外出する・食事を与えない・不潔なままにする・重大な病気でも病院に連れて行かないなど、子どもの心身の正常な発達を妨げるような行為、保護者としての監護を怠ること。
- ④ 心理的虐待  
言葉による脅かし・子どもを無視する・きょうだい間で差別的な扱いをする・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など、子どもに著しい心的外傷を与える言動を行うこと。

### 「子どもの虐待や虐待につながる保護者のサインを見落としていませんか」・・・

#### 【子どものサイン】

- 不自然な傷や打撲のあとがある
- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 衣類やからだがかいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない 等々

#### 【保護者のサイン】

- 地域などと交流がなく孤立している
- 小さい子どもを家に残したまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心
- 子どものけがについて不自然な説明をする 等々

### 「子どもの虐待かもと思ったら」・・・

- 児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189(24時間・365日)
- 滋賀県児童虐待ホットライン ☎077-562-8996(24時間・365日・FAX可)
- 近江八幡市子ども家庭相談室 ☎0748-31-4001(8:30～17:15・月～金・祝休日除く)  
(近江八幡市以外は各市町村の専用相談窓口へご相談ください)

※統計数字などは、厚生労働省・滋賀県・オレンジリボン運動ホームページより

## 近江八幡市立総合医療センター

〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町1379番地  
TEL 0748-33-3151 FAX 0748-33-4877

**\*病院へのご意見・ご質問をお寄せください。**

発行：広報委員会

## 当センターで医療を受けられる方の権利

1. 人権が尊重され、良質で適切かつ安全な医療を、平等・公正に受けることができます。
2. 自分の受ける医療について説明を受け、検査や治療方法などを自分で選ぶことができます。
3. 診断や治療について、他の医師の意見(セカンドオピニオン)を求めることができます。
4. 診療情報の提供、又は診療記録の開示を求めることができます。
5. 診療上の個人情報やプライバシーが守られる権利があります。